

小千谷商工会議所

小千谷市本町2-1-5

TEL:0258-81-1300

FAX:0258-83-3632



厚労省より「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインについて」

テレワークにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、非常に多くの企業において新たに実施されるようになりましたが、ウィズコロナ・ポストコロナの「新たな日常」、「新しい生活様式」に対応した働き方であると同時に、働く時間や場所を柔軟に活用することのできる働き方であり、働き方改革の推進の観点からも、導入・定着を図ることが重要です。

同ガイドラインは、使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことができるようテレワークの導入・定着を図ることを目的に作成されました。

これまで取り扱いが難しかった「中抜け時間」や時間管理方法等についても記載されておりますのでご覧ください。

～参考資料～

「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000759469.pdf>

本ガイドラインの概要について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000759470.pdf>

○問い合わせ先

厚生労働省 雇用環境・均等局在宅労働課

TEL:03-5253-1111